

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人かみああとと称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を愛知県尾張旭市三郷町陶栄55番地3三郷駅東マンション503号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、障害者、難病者、高齢者などの社会的弱者に対して自立支援に関する事業を行うとともに、環境保全に留意し環境調和型社会の実現に寄与することを目的とする。

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる特定非営利活動を行う。

(特定非営利活動の種類)

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 環境の保全を図る活動
- (5) 国際協力の活動
- (6) 情報化社会の発展を図る活動
- (7) 経済活動の活性化を図る活動
- (8) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (9) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (10) 子どもの健全育成を図る活動
- (11) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ①社会的弱者に対して就労を支援する事業
 - ②社会的弱者に対する就労場所、就労機会等、新規職種創設に関する事業
 - ③社会的弱者の就労可能性を高めるための能力開発、能力向上に関する各種講習会、研修会等の開催事業
 - ④社会的弱者を支援する為の自治体、企業等からの受託事業
 - ⑤社会的弱者本人、家族及び関係者に対する相談、情報提供事業
 - ⑥環境に関する情報の提供事業
 - ⑦産学官協働、共同研究開発事業化推進を支援する事業
 - ⑧環境の保全を目的とする団体の支援及び連携に関する事業
 - ⑨地域の活性化を図る支援事業
 - ⑩障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業
- (2) その他の事業
 - ①IT関連事業
 - ②出版及びデザイン事業
 - ③ものづくり支援事業
 - ④市民の衣食住を支援する事業
 - ⑤産官学協働関連役務の斡旋、提供、物品の販売等

2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り

行うものとし、収益を生じた場合は、同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会及び会費)